

学ぼう権利！使おう権利！<sup>36</sup>



# 初任者のみなさん 自動車通勤できますよ



～県教委「自動車での通勤は制限していません」～

岩教組青年部は、初任者が自動車で通勤できない状況を改善するために、8月7日に県教委交渉を行いました。

交渉で県教委は「**県教委としても自動車通勤を制限していない。制限されている実態があるなら学校名を教えてください**」と回答しました。

これを受け、青年部や各支部で初任者の通勤実態を調査し、県教委に報告しました。その後、**県教委は各市町村教委・教育事務所に対して初任者の自動車通勤を制限しないよう説明を行いました。**

宮古市では、宮古市教育委員会が「初任者の自動車での通勤に制限はしていない」ということを改めて初任者の配置校に説明しました。

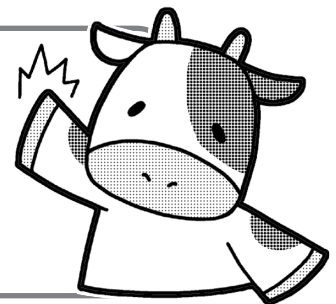
早速、宮古市内多くの小中校では、10月から自動車通勤ができるように初任者に説明し、書類を整えている状況であると分会から報告がなされています。

また、来年度以降について宮古市教育委員会に尋ねると「来年度の4月にも同様の説明を丁寧に行う予定である」ということも確認できました。来年度からは、下閉伊支部のどの学校でも初任者は自家用車通勤できる見通しとなりました。

これは、今まで組合員のみなさんが、各分会で粘り強く取り組みを積み重ねてきてくださった成果です。本当にありがとうございました。

まだ自動車通勤ができずに困っている初任者はいませんか？県教委・事務所・地教委にも確認ずみのことです。分会では、自信をもって管理職と話し合い、自動車通勤ができることを管理職から初任者に伝えてもらいましょう。

**自動車を使用する際には、交通事故・違反等に十分に気を付けて運転してください。そして、ゆとりをもって子どもたちと接し、笑顔あふれる楽しい学校をつくっていきましょう！**



＝お詫びと訂正＝

第1831号の2ページ「第1回本部学校づくり講座」の参加者感想の支部名「盛岡紫波支部」は誤りでした。正しくは、「いわて盛岡支部」です。この紙面をもってお詫びして訂正いたします。